



Keeping Competition Clean, Free, and Fair

重要性高まるEUの競争 ——公明、公正、公

欧州連合 (EU) は、グローバルな市場経済の健全性と公正さを守るために競争政策を強力に推進している。世界的な景気後退の中で、企業イノベーションを促進し、消費者に利益をもたらすことはますます重要となっている。その根幹となるEU競争法は、独占禁止、企業合併、国家補助に関する規則が3本柱だ。

企業間の公正な競争は、市場経済に不可欠な要素だ。競争によって、企業は消費者の求めるさまざまな製品やサービスの提供を促される。長期的に見れば、競争的な市場は企業の体力を向上させ、その結果として経済成長や雇用と富の創出が促進され、社会全体も利益を受けることになる。そして、競争が活発に行われるようにするためには競争法が不可欠である。EUの競争規則は、1957年の欧州共同体設立条約（EC条約）に定められているが、現在もこれまでに増す重要性を保っている。

競争法の3本柱

EUの競争法は、以下のような3つの部分から成る。

まず、独占禁止に関する規則で、2社以上の企業がEU内の競争を制限する協定を結ぶことを禁じている（EC条約第81条）。これには、企業が共謀して価格操作や市場分割を行うといったカルテルも含まれる。さらに、特定の製品やサービスに関してEUで市場支配的な立場にある企業は、ある製品等の購入者に別の製品の購入も義務付け、その結果として、消費者に不利益を与えるなど、その立場を濫用することが禁じられている。

2番目は企業合併に関する規則で、EU域内で活動する企業による合併・買収（M&A）が、支配的な立場の構築や強化などを通じて、競争を阻害することのないよう監視する。

3つ目は国家補助に関する規則で、各加盟国の政府による企業への支援が公平な競争の場を歪めたり、特定の企業や部門を他よりも優遇したりすることがないように保障している。こうしたEUの国家補助規則は、最近の金融危機において重要な役割を果たし、国家による金融機関への支援が必要以上に競争を阻害しないようにしている。

以上の規則は、企業がEUに本拠地を置いているか否かにかかわらず適用される。重要なのは、企業の本拠地がどこにあるかではなく、どこで活動しているかである。日本で活動するEUの企業が日本の規則に従わなければならないのと同様に、EUで活動する企業は、EUの規則を守らねばならない。従って、EUで製品を販売する日本のメーカーが競合するメーカーを買収しようとする場合、EUの合併規則に照らして審査される。合併によってEU市場の複数の業者が影響を受け、EUにおける競争低下につながる可能性があるならば、EUの消費者に与えられる選択の幅や価格にも影響が及ぶからだ。日本の企業がEUでの価格カルテルに参加した場合、あるいは、EUの企業が日本の市場に参入しない代わりに日本企業がEU市場に参入しないという合意を交わした場合も同様である。こうした行動はEUの反トラスト規則で禁止されており、欧州委員会が当該企業に課徴金を科すことになる場合もある。

大型合併は欧州委員会が管轄

EUの競争政策は、ネリー・クルース委員および競争総局（日本の省にあたる）の職員の責任の下、欧州委員会が実施している。

複数のEU加盟国で活動している大企業同士の合併は、欧州委員会が管轄する。より小規模な合併、あるいは当事者の企業が主として1つの加盟国のみで活動しているような合併は、当該加盟国の競争当局の管轄となる。企業合併は綿密な審査の対象になるが、欧州委員会が実際に合併を禁止することはまれである。2008年には、全面的に禁止された合併は1件もなかった。より多く見られるのは、欧州委員会が関係企業と協議し、提案されている合

政策 平を守る

併が競争法に触れないよう調整する例だ。欧州委員会がこうした介入を行うのは、報告を受けた合併の8%程度である。

一方、EUの競争規則は欧州委員会のみならず、全27加盟国の競争当局や裁判所も適用することができ、各国の競争当局は互いに緊密な協力を行っている。反トラスト規則違反の場合、欧州委員会の罰則では最高で企業の全世界での売上高の10%に相当する課徴金を科すことができる。最近では、

欧州委員会は、反競争的協定の中でも特に悪影響を及ぼすカルテルの取り締まりを優先事項としている。2008年には、欧州委員会は7つのカルテルを取り締まり、22億ユーロを越える課徴金を科した。

高額課徴金が不法行為を抑制

高額の課徴金は、不法行為を罰すると同時に、将来において同様の不法行

為を防止するという効果もある。欧州委員会が賦課する課徴金は、違反行為の経済的影響と関与した各企業のカルテル内での役割を反映するものとなっている。こうした課徴金は、カルテルが対象とする分野における参加企業の年間売上高の割合にカルテルが継続した年数に掛けて算出される。累犯の場合、課徴金は増え、最高100%の上乗せが行われることもある。逆に、欧州委員会に協力した企業は課徴金が減額され、カルテルの存在を欧州委員会

EUの競争規則に違反した最近の例

マリンホースカルテル

2009年1月28日、欧州委員会はマリンホースに関する価格の取り決め、受注割り当てや市場の分割、ビジネス上の機密情報の交換などにおいて国際カルテルを結んだとして、ブリヂストン、ダンロップ・オイル・アンド・マリーン/コンチネンタル、トレルボーク、パーカーITR、マヌーリの5つの企業グループに総額1億3,100万ユーロの課

徴金の納付を命じた。このカルテルについては、米国や英国の競争当局、そして日本の公正取引委員会が法的措置を取っている。

マリンホースは船舶と石油備蓄基地施設等との間の送油に用いられる管である。

当該カルテルには2社の日本企業が関与している。ブリヂストンは欧州委員会により課徴金を科せられたが、横浜ゴムは欧州委員会に通報を行ったため課徴金を免除された。



©European Communities

BHPピリトンのリオティント買収案

2008年初頭、英国とオーストラリアの鉱業グループであるBHPピリトンが、別の英国とオーストラリアの鉱山事業者であるリオティントの買収提案を行った。両社は鉄鉱石、石炭、ウラニウム、アルミニウム、ミネラルサンド、銅、ダイヤモンドなどの一次産品の採掘および販売を行う事業者である。

これらの産物は主要な工業分野における基本的な原材料であり、産業競争力の重要な要素となっている。特に2008年の1～9月期においては一次産品価格が高騰し、産品を取り扱う事業者の買収は顧客、そして最終的にはすべての消費者に影響を及ぼすこ

ととなった。鉄鉱石、コークス用原料炭は製鉄に用いられるが、BHPピリトンとリオティントはオーストラリアにおける鉄鉱石の鉱山および炭鉱に相当な利権を有している。

日本の公正取引委員会は2008年7月に、日本に海上貿易によって供給される鉄鉱石およびコークス用原料炭の競争を制限する疑いがあるとして、当該買収計画に関しての審査を開始した。こういった措置はBHPピリトンから直接、また国内外の競争事業者や顧客によりもたらされた情報に基づくものであった。

また、欧州委員会は当該買収計画は、事業者の売上高がEUの合併規則で定められた範囲に該当する

に通報し、減免制度(リニエンシー*)の適用を申請した場合は全額免除になることもある。課徴金はEUの予算に繰り入れられてEUの財源となり、最終的には市民の税負担の軽減につながる。

欧州委員会はまた、反トラスト規則違反によって損害を被った消費者や企

* 企業が自ら関与するカルテルに関する情報を競争当局に提供した場合、当該企業の罰則を軽減することにより、カルテル抑止の効果を高めようとする制度。

業が裁判所に賠償請求できる民事損害賠償制度の確立も奨励している。こうした制度は、欧州委員会や各国の競争当局の措置を補完すべく、企業の行為の責任を問う道を開くものとなる。

欧州委員会は世界中の競争当局と緊密に協力し合い、政策上の問題について協議したり、国際カルテルの取り締まりで連携を進めている。欧州委員会のクルース競争政策担当委員と競争総局は、日本の公正取引委員会の竹島委員長との間に良好な協力関係を築いて

いる(6~7ページ参照)。2003年には、日・EU間で競争に関する協力協定が締結され、これに基づいて関係当局がそれぞれの法執行活動について情報交換を行っている。また、協力協定の署名以前から、共通の関心事を協議する日・EUハイレベル協議が毎年開催されている。こうした取り組みにより、双方の当局間で政策の調和が進展しつつあり、個別案件に関しても担当官同士の協力が進められている。EU



自動車用ガラス事件は、EUに重大な影響をもたらしたカルテルの一例である。2008年11月、欧州委員会は、カルテルとしては史上最高額となる総額130億ユーロの課徴金を自動車用ガラスメーカーに科した。このカルテルに参加していた事業者のひとつであるサンゴバン社は1企業としては最高額の9億ユーロの課徴金の納付を命じられた。

欧州委員会は、匿名で提供された情報に基づき、関与したとされる企業——サンゴバン(仏)、ピルキントン(英)、ソルベ(ベルギー)、旭硝子(日)の子会社——の抜き打ちの立ち入り検査を行った。

立ち入り検査後、旭硝子はリニエンシー措置を申請し、当該カルテルに関する情報の提供と引き換えに課徴金の50%減免を認められた。一方、サンゴバンは累犯者であることから、60%増しの課徴金の支払いを命じられた。

これらの企業は、カルテルの最後の年には20億ユーロ相当であった市場の約90%を支配していた。このことが史上最高額の課徴金へとつながった。

カルテル参加企業は自動車メーカーによる自動車用ガラス調達の入札において、契約の割り当てを行うことを目的に、定期的に話し合いを持っていた。会合はフランクフルト、パリ、ブリュッセルの飛行場やホテルで行われていた。

日本企業である旭硝子は、子会社のAGC フラットガラス・ヨーロッパの行為に関して責任を問われた。



として審査を行った。欧州委員会はこの取引の一部が競争上影響を及ぼす懸念があるとして、2008年7月に詳細審査を開始した。合併後の事業体が鉄鉱石の供給に関し多大なシェアを有し、また、顧客である事業者の鉄鋼価格に悪影響を及ぼすなどの恐れからである。

本件について、公正取引委員会と欧州委員会は協力体制を敷き、この審査に関し何度も実務者レベルで議論を重ねた。

しかし、昨年末、BHPビリトンが国際経済状況の悪化を理由に当該買収計画を撤回する旨を発表したため、両者は本件審査を打ち切った。



競争政策で進む日・EU協力と連携

公正取引委員会委員長 竹島一彦

近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、競争当局間の協力・連携を強化していくことが一層必要となってきました。とりわけ、EUはGDPが12兆ユーロを超える世界最大の単一市場であり、我が国と合わせると世界全体の約40%を占め、双方向の貿易・投資も拡大しています。こうした中、公正取引委員会とEU競争当局間の密接な協力関係の重要性はますます高まっています。

公正取引委員会とEUの競争当局間の協力関係の歴史は古く、1980年に最初の意見交換がブリュッセルで行われました。これは、現在までに26回を数えるに至っています。

国際カルテルで初の排除措置

法執行活動に関しても、両当局は、塩化ビニール樹脂向けモディファイヤーにかかわる国際カルテル事件で協力し、米国やカナダの競争当局とともに、同時期に審査を開始しました。そして、2003年には、日・EU独占禁止協力協定が締結され、以後、協力関係がさらに整備・強化されてきました。このような両当局間の密接な協力関係を示すものとして、最近の2つの事案を挙げてみましょう。

まず、マリンホース国際カルテル事件において、公正取引委員会とEU競争当局は、米国や英国の競争当局とも連携して、立入検査の日程を調整するなど、緊密に協力を行いました。その結果、昨年3月、公正

取引委員会は、国際カルテル事件としては初めて、外国企業に対して排除措置命令を出しました。

また、BHPビリトンによるリオティントの株式取得計画は、公正取引委員会にとって、外国企業同士の企業結合に対して正式事件として審査を行った初めての事案ですが、EU競争当局と緊密に連携しながら審査を進めました。本件は、当事会社を買収計画を撤回したため、審査を打ち切ることとなりましたが、EU競争当局と密接に協力しつつ、効果的かつ効率的な審査を実現することができ、この経験は、今後の公正取引委員会の企業結合審査に大いに役立つことと思っています。

競争なくして成長なし

このような両当局間の密接な協力関係の基盤としては、双方における競争政策の重要性に対する共通認識が挙げられます。クルース委員は、欧州議会において、「競争政策は共通市場の発展のための基本要素」とおっしゃっていますが、私も「競争なくして成長なし」という信念を持って仕事を進めています。このような基本理念の下、EUにおいては、90年代後半以降、リニエンシー制度の導入、制裁金ガイドラインの制定等により、カルテルに対して効果的かつ厳正に対処するとともに、企業結合規制についても実体面および手続き面の整備が行われてきました。我が国においても、2005年に

リニエンシー制度の導入や課徴金算定率の引き上げを行ったほか、企業結合規制についての見直しやガイドラインの改定等を行ってきています。さらに、昨年から、新たな法改正にも取り組んでいます。このように、日・EUが歩調を合わせて、厳正かつ効果的な法執行を可能とする枠組みを整えてきたことが、両当局間の密接な執行協力を促進しています。

現在、世界的な金融危機の下、経済活動の停滞が懸念されていますが、経済のグローバル化は、今後とも進展していくでしょう。そして、日・EU間の経済関係がさらに密接なものとなるに伴い、両競争当局間の協力・連携を強化する必要性はますます高まるでしょう。公正取引委員会としては、これまでの実績を生かし、EU競争当局とさらに効果的な協力関係を築いていきます。

また、近年、新たに競争法を制定する国が増加し、現在、世界には100を超える競争当局が存在しています。このため、競争法執行の手続き面および実体面における取れんが重要な課題となっています。公正取引委員会とEU競争当局は、世界経済において重要な地位にある国・地域の当局として、また、競争法執行の豊富な経験・実績を有する当局として、競争法の取れんに向けた取り組みにおいても、密接に連携しつつ主導的な役割を果たしていくことが期待されています。両当局は、協力して、この期待に応えていきます。

消費者に利益もたらす競争政策

欧州委員会競争政策担当委員 ネリー・クルース

Neelie Kroes

Member of the European Commission in Charge of Competition



日本と欧州が世界の2大経済圏であることを考えると、両者の対話は重要な意味を持ちます。その対話の核心となるのが、いかにして市場の機能を高めるかという議論です。

私の考えでは、競争が確保されてこそ市場がよく機能することを認識するべきです。企業は競争にさらされることでイノベーションを推進し、消費者により有利な条件を提供することができるのです。競争政策は、価格の引き下げや品質向上、選択肢の拡大など消費者に多くの利益をもたらす、一方、法律を順守する企業も恩恵を受けます。競争は企業の自己改革を促し、新しい市場の開拓や参入を促進するからです。

公正ルールが健全性を維持

経済の健全性の維持には、健全な競争が前提となります。想像してみてください。もしオリンピックで、メダルが最高記録を達成した選手ではなく主催者の友人に与えられるとしたら、どうでしょうか。オリンピックでは、選手たちが最善を尽くして、より早く走ったり、遠くまで跳んだりして観客を感動させます。観客が感銘を受けるのも、多くの人々の心がオリンピックを通じてひとつにまとまるのも、競技が公平な条件の下で行われているからこそです。経済も同様で、公平なルールがあり、参加者がより多くの努力を注ぐことで機能が高まります。競争と競争政策は、それを支援する役割を担ってい

ます。

例えば、日本の電子産業が世界で大きく成功した理由のひとつには、国内競争の激しさがあります。競争のおかげで、日本企業が世界に進出したとき、他の多くの市場参加企業に比べて準備も整っており、消費者により魅力的な条件を提示できたからです。

電子産業を含む多くの産業の物語は、グローバル化の物語でもあり、またグローバル化が国際経済におけるガバナンスに及ぼす影響の物語でもあります。現代の競争政策は、グローバルな競争政策です。今日欧州で起こった出来事が、明日は日本経済の健全性に影響を与えます。逆もまた然りです。欧州でのカルテル取り締まりが、世界の他の地域における消費者の利益にもつながります。

多数の新興国が、日本やEUなどが競争政策で先導的な役割を担うことを期待しています。私たちの政策は、自国だけではなくこうした新興国で、日欧の企業が直面するビジネス環境にも影響を及ぼします。グローバル化した経済では、こうしたつながりは不可避であり、効果的な競争政策は誰にとっても重要であるということの意味します。

非EU企業を差別せず

世界経済の脆弱さと複雑さを考慮すれば、可能な限りの透明性と予測可能性を確保することが重要であることを忘れてはなりません。企業は、

競争政策の決定者が何を考えているのかを知る権利があります。自らを取り巻く法的環境について、十分な情報を取得しておく責任があります。

マスコミが伝える法的環境のイメージは、事実とかけ離れていることが多くあります。欧州委員会の取り組みは大きな注目を浴びており、私たちの法律が非EU企業に適用される際には、時として差別的な措置として伝えられることもあります。しかし、欧州委員会はすべての企業を同等に扱い、手続きにおいてもすべての企業の権利が確実に守られるよう、強力な抑制と均衡の制度を整備されていることを、私は確約します。

一例を挙げるならば、2008年の最高額の課徴金——これは過去最高額でもあります——を科されたのは、フランスのガラス製造企業でした。私たちは、企業の国籍や規模を理由に取り締まりの対象とすることは決してありません。唯一の基準は、企業の行動です。公平な扱いを保障することに私たちの信頼性がかかっているのだと、私は確信しています。

日本と欧州は、高齢化社会や中国、インド等の新興市場経済国からの競争といった共通の重要課題に直面しています。私たちは、これらの課題に立ち向かうために市場を可能な限り効率よく機能させなければなりません。競争政策と競争法の執行は、その実現のためのひとつの方策なのです。EU